

燕市子ども・子育て会議条例の一部改正について

燕市子ども・子育て会議条例（平成26年燕市条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 6 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

燕市子ども・子育て会議条例(平成26年燕市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項の規定に基づき、同項の」を「第72条第1項の規定に基づく」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更その他のこども施策の策定、実施及び評価に関し、必要な事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援その他のこども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議すること。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。